

健保ニュース

秋

2015

平成26年度 決算のお知らせ

決算の概要について

当組合の平成26年度決算は、予算時点では法定準備金から繰り入れる2億6千万円を取り崩しての運営を想定していましたが、収入総額が53億7,333万円、支出総額が50億3,699万円となりました。その結果、収入が支出を3億3,633万円上回り、結果的には法定準備金を利用せず、実質収支7,633万円の黒字決算となり、法定準備金の上積みもでき

ました。

これにより平成27年度は、保険料率を維持することとしましたが、健保組合財政に余裕があるわけではなく、次年度以降の保険料率引き上げの検討を要する状況に変わりはありません。

一般勘定（健康保険）決算について

収入の部

保険料収入は、保険料率を引き上げたこともあり、50億3,619万円となりました。対前年度比105.0%の増加となります。法定準備金からの繰入金を含め、その他の収入も加えた全収入は、53億7,333万円となりました。

支出の部

医療費や出産時の一時金、手当金などの保険給付費は、全体で27億3,302万円となりました。対前年度比99.6%、金額にして1,085万円の減少となります。保険給付費は毎年伸展を続けていましたが、僅かですが前年度を下回ったことは特筆すべき点であります。

また、高齢者医療制度等への各種支援金・納付金は、全体で21億3,736万円となりました。対前年度比102.0%、金額にして4,164万円の増加となります。

人間ドックやがん検診など疾病予防の事業にかかる保健事業費は、人間ドックの受診者の減少等により4,895万円となり、前年度より142万円減少しております。以上の費目にその他支出を加えた支出総額は、50億3,699万円となりました。

なお、繰入金を除いた収支差となる7,633万円の決算残金については、一部繰越金を除き、すべて法定準備金に繰り入れることになりました。

介護勘定決算について

介護保険は、支出額（介護納付金）が当初から定められているため、その支払いに足りるだけの保険料収入（介護保険収入）を得るための保険料率を設定し、介護納付金を国に納めることとなります。

平成26年度は、保険料収入等の収入額は4億9,215万円、介護納付金等の支出額は4億8,227万円となりました。その収支差（収入超過）である987万円は、全額を介護法定準備金に積み立てることになりました。

決算後の保有財産について

決算の結果、当組合の保有財産状況としては、法定の積立金である「法定準備金」が10億9,367万円となりました。なお、この

法定準備金額は、年度末において当局から求められている基準額の165.26%に当たり、4億3,185万円の超過となります。

今後に向けて

平成26年度は黒字決算となりましたが、いまだ健保組合にとって厳しい財政状況が続いています。今後も当組合が取り組むべき課題は「医療費の抑制」に尽き、それは結果として皆様の健康で充実した生活につながる非常に重要な課題です。増え続ける医療費は国にとっても深刻な問題であることから、健保組合等の医療保険者が実情に合わせて取り組む計画を、平成27年度以降は「データヘルス計画」として策定・提出するように求められています。

当組合も昨年度末に計画を国に提出しましたが、内容は特定保

健指導など従来施策の徹底、健康情報発信の多様化、産業医など会社が行う健康管理施策とのコラボレーション強化を中心に据えており、データヘルス初年度として現在、特定保健指導実施数の増加や産業医との連携強化などを進めているところです。当組合では、今後も工夫を重ねて健康事業を推進していく所存ですが、皆様方もご自身の健康意識をさらに高め、健康事業への積極参加はもとより日々の生活の中での健康づくりに関心をお持ちいただきたいと思えます。

マイナンバー制度と健康保険組合

一人ひとりに割り振られる個人番号（マイナンバー）が「通知カード」により市区町村から通知されます。このマイナンバーは法律で定められた行政事務に利用されますが、健保組合もマイナンバーを利用する行政団体の一つとされています。

具体的には、平成29年1月以降に会社や被保険者の皆様から提出される「資格取得届」や「被扶養者届」等の各種届出にもマイナンバー

の記載が必要となり、届出書類の様式も一部変更されます。

利用事務の準備のため、平成29年1月時点での被保険者・被扶養者のマイナンバーは会社を通じ、または直接ご本人（任意継続被保険者）より提出を受けることとなります。今後、詳細が決まる都度順次お知らせしてまいりますので、ご協力よろしく願います（最終面にもマイナンバー制度に関する記事を掲載しています）。

心あたりはありませんか？

“ロコモ予備群”を生む生活習慣

加齢等に伴う運動器（骨や関節、筋肉など）の機能低下のために、歩行（移動）に障害が出て、進行すると介護が必要となる危険性が高くなる、または介護が必要となる状態を「ロコモティブシンドローム（運動器症候群、通称ロコモ）」といいます。

長寿大国日本において、年齢を重ねても自立した生活を送り続けるためには、働き盛りの30歳代から40歳代に“ロコモ予防対策”は必須。できるところから見直して、ロコモを撃退しましょう！



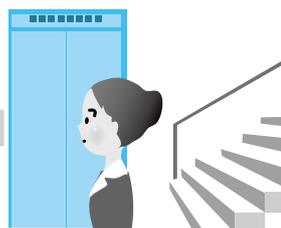
以下はすべて、“ロコモ予備群”を生むキケンな生活習慣や要因です

●運動の習慣がない



適度な頻度で運動しないと、徐々に筋量や骨量が減少していきます。

●日常の活動量が少ない



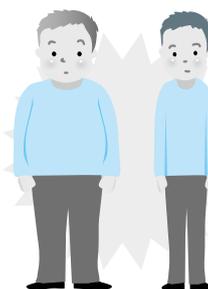
ふだんからエレベーターやエスカレーターを多用して、歩くことを怠けていませんか？

●偏食になりがち



必要な栄養素なくしては、健康な筋肉や骨はつくられません。

●肥満・やせている



体重が重いと腰や膝の関節に必要以上に負担がかかります。やせすぎていると、筋肉や骨が弱くなります。

●痛みを我慢している



痛いのに「このくらい大丈夫だろう」と放置していませんか？ 場合によっては重大な病気が隠されていることもあります。

●体を酷使しすぎている

継続的な肉体労働やハードなスポーツで、筋肉や関節を酷使しすぎているいませんか？

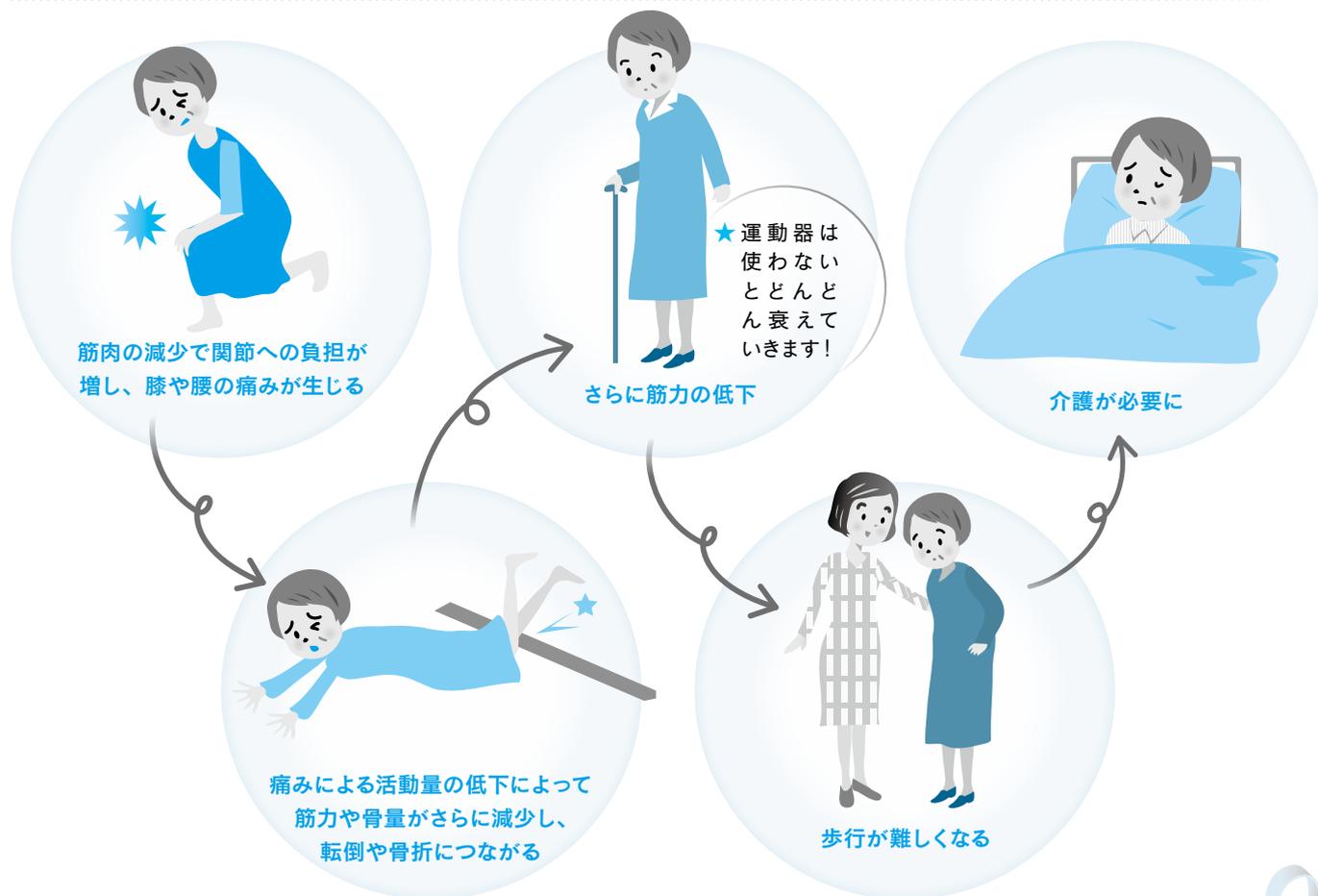


ロコモの3大要因

「バランス能力の低下」「骨や関節の疾患」「筋力の低下」がロコモの3大要因といわれます。これらの要素は、いずれも加齢に伴って骨や筋肉、関節のそれぞれの動きが低下することがきっかけで始まります。



3大要因が重なると…



こうした悪循環に陥らないためには、
日頃からの生活習慣や運動習慣が大切。
心当たりがあったら、気づいたことを今日から見直して、
ロコモ予防に努めましょう。

健保組合でも 「マイナンバー」を利用します!!

マイナンバー（個人番号）とは、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」）にもとづき平成27年10月以降に日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号で、社会保障関係・税金関係・災害関係に関する手続きにおいて使われます。健保組合も法律によりマイナンバーを利用することになります。

今回は、皆様へのマイナンバー通知から健保組合での利用までの流れを簡単にお知らせいたします。

通知から健保組合への提出まで（現在の加入者について）

被保険者・被扶養者の皆様

住民票住所あてに「通知カード」、個人番号カードの「交付申請書」などの書類が届き、マイナンバーが通知されます。会社からの案内に従ってご自身や家族のマイナンバーを会社に提出します。

会社 (富国生命および関連会社)

民間事業者は番号制度上「個人番号関係事務実施者」といいます。番号を利用する各種手続きを取り次ぐため、会社にお勤めの皆様からマイナンバーを収集し、税や雇用保険関係機関だけでなく、健保組合へも提出していただきます。

富国生命健康保険組合

健保組合は番号制度上「個人番号利用事務実施者」といい、健康保険の事務を行う機関としてマイナンバーを扱うため、健康保険の加入者のマイナンバーを収集します。会社にお勤めの方はその被扶養者を含めて会社経由で、任意継続被保険者の方は直接、富国生命健保組合に提出していただくこととなります。

富国生命健保に関するマイナンバー制度の主なスケジュール 予定

マイナンバー通知

平成 27 年 10 月～

住民票を有する被保険者・被扶養者の皆様にマイナンバーの「通知カード」が届きます。

既存加入者の マイナンバー提出

平成 28 年 1 月～ 12 月

平成29年1月までに健保加入済みの被保険者・被扶養者の皆様のマイナンバーは、原則として会社を通じて健保組合に提出していただきます。なお、任意継続被保険者の方については健保組合が収集します。

(平成28年9～10月頃を予定)

※会社から健保組合への提出方法や時期は検討中ですので、決まり次第お知らせします。なお、会社が従業員やその扶養家族（税法上）のマイナンバーを取得する時期とは異なります。

健保組合での マイナンバー利用事務開始

平成 29 年 1 月～

いくつかの届出書類にマイナンバー記載欄が設けられます。この時期以降に健康保険資格を取得する被保険者や被扶養者のマイナンバーは、「資格取得届」や「被扶養者届」にて、会社を通じて健保組合に提出していただきます。

※届出書類の様式や届出事務については未定です。決まり次第お知らせします。

利用行政団体間の 情報連携開始

平成 29 年 7 月～

健保組合をはじめ、マイナンバーの利用が認められた行政団体の間で、マイナンバーを利用した情報の連携が始まります。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

～ 10 月 1 日より受付時間が延長されました～

マイナンバーコールセンター 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

受付時間：平日 午前 9 時 30 分～午後 10 時 00 分

土日祝日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

(年末年始はお休みです)